

平成30年度大阪府障がい者委託訓練事業に係る
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会運営要綱

(目的)

第1条 大阪府障がい者委託訓練事業業務委託の事業者を公募型プロポーザル方式（総合評価一般競争入札方式）により選定するため、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を実施するにあたり、大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則（平成24年規則第144号、以下「規則」という。）に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 委員会は、規則第4条により指名された別表に掲げる委員により実施する。
2 委員会の議事進行は、規則第4条により指名された議長が行うものとする。
3 その他委員会の議事進行に関し必要な事項は、議長が定める。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は、商工労働部雇用推進室人材育成課において行う。

附 則
この要綱は、平成29年9月26日から施行し、事業者の選定により廃止する。

(別表)

(順不同・敬称略)

| 所属・職名等 | 氏名 | 備考 |
|---|-------|----|
| 大阪府社会保険労務士会 理事 | 樽谷かず子 | 議長 |
| 大阪府中小企業家同友会 障がい者部顧問 | 豊田みどり | |
| 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構大阪支部 大阪障害者職業センター 主幹障害者職業カウンセラー | 名倉 彰子 | |